



# 動物用体外診断用医薬品の承認申請等の 手続き（届出品目の拡大を含む）

農林水産省 動物医薬品検査所  
企画連絡室 審査調整課

# 本日のテーマ

- 1 動物用体外診断用医薬品とは
- 2 承認申請の手続きについて
- 3 動物用体外診断用医薬品の承認申請について
- 4 事項変更承認申請、軽微変更届出等の各種届出について
- 5 動物用体外診断用医薬品の製造販売届出制度について
- 6 届出品目の拡大について

# 本日のテーマ

- 1 動物用体外診断用医薬品とは**
- 2 承認申請の手続きについて**
- 3 動物用体外診断用医薬品の承認申請について**
- 4 事項変更承認申請、軽微変更届出等の各種届出について**
- 5 動物用体外診断用医薬品の製造販売届出制度について**
- 6 届出品目の拡大について**

# 定義

## 【体外診断用医薬品】

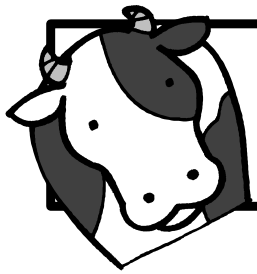
専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。

(法第2条第14項)

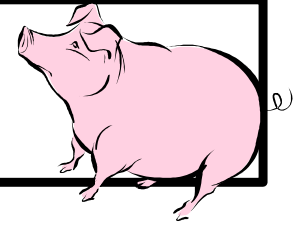
## 【動物用体外診断用医薬品】

体外診断用医薬品であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものをいう。

(法第83条第1項)



# 区分



## 動物用体外診断用医薬品

### ★生物学的製剤 (生物)

使用目的；

→動物の感染症の診断

- ・抗原（蛋白、遺伝子等）の検出
- ・抗体の検出

### ★その他 (一般薬、抗菌剤)

使用目的；

→品目による

- ・血液検査用試薬
- ・尿検査用試薬
- ・乳汁検査用試薬
- ・**薬剤感受性ディスク\***

\* 薬剤感受性ディスクは、直ちに動物用体外診断用医薬品とは判断されない  
(令和2年3月31日付け元消安第6058号  
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知)

# 本日のテーマ

- 1 動物用体外診断用医薬品とは
- 2 承認申請の手続きについて
- 3 動物用体外診断用医薬品の承認申請について
- 4 事項変更承認申請、軽微変更届出等の各種届出について
- 5 動物用体外診断用医薬品の製造販売届出制度について
- 6 届出品目の拡大について

# 承認までの流れ

**承認申請**

↓ 接受

**事務局審査**

(窓口; 農林水産省 動物医薬品検査所  
企画連絡室 審査調整課)

↓ 上程

**薬事・食品衛生審議会**

(調査会審議→部会報告)

※諮問なし

**農林水産省**

(必要に応じて省令・告示改正)

↓ 最終差し替え

**承認**

事務局  
審査品目

審議会  
品目

【必要に応じてヒアリング実施】

- ・ 事前に承認の可否に関わる論点  
ペーパーを送付

申請者は当日回答

- ・ 原則として概要の説明は不要

- ・ 必要に応じて製品見本の確認

【指摘事項】

- ・ 概ね申請から2か月を目安に通知

- ・ 原則2回まで（追加データ提出等  
により3回以上になることも）

- ・ 回答内容が不十分な場合等には  
回答の差し替えも

**測定項目又は原理が新しいもの**

# 承認申請提出書類

## 【動物用体外診断用医薬品】

(取締規則第91条の23)

■動物用体外診断用医薬品製造販売承認申請書⇒**正1通**

☆提出書類の宛先：申請時の農林水産大臣（氏名も記載）

■概要書、添付資料及び必要に応じて参考資料等

■動物用体外診断用医薬品製造販売業許可証の写し

■動物用体外診断用医薬品製造業（外国製造業者）登録証の写し

※追加の審査用資料の必要部数については後日ご連絡いたします。

注）基準適合性調査申請書又は有効な基準適合証の写しも併せて提出してください。

（申請の要否等ご不明な点は、企画連絡室 技術指導課にお問い合わせ下さい。）



# 手数料及び標準処理期間

|                         | 手数料 ※1         |                | 標準処理期間※2    |
|-------------------------|----------------|----------------|-------------|
|                         | (承認)           | (事変承認)         |             |
| 新動物用医療機器                | 526,400円       | 26,700円        | 12か月        |
| その他の動物用医療機器             | 58,200円        | 26,700円        | 6か月         |
| <b>動物用<br/>体外診断用医薬品</b> | <b>58,200円</b> | <b>26,700円</b> | <b>12か月</b> |

- ※ 1 収入印紙を申請書の第一面（第一面に貼付が困難な場合は裏面）に貼付してください。
- ※ 2 提出資料の不備の補正に要する期間及び当局からの指摘事項に対して申請者から回答がなされるまでの期間はこれに含まれません。

## 承認申請書作成上の注意事項

- 医療機器の資料と同様ですので参照してください。
- 指摘事項に対する回答も同様です。

# 本日のテーマ

- 1 動物用体外診断用医薬品とは
- 2 承認申請の手続きについて
- 3 動物用体外診断用医薬品の承認申請について
- 4 事項変更承認申請、軽微変更届出等の各種届出について
- 5 動物用体外診断用医薬品の製造販売届出制度について
- 6 届出品目の拡大について

# 【体外診】承認申請書記載事項

- 1 製造業者又は登録外国製造業者の氏名又は名称及び住所
- 2 製造業者又は登録外国製造業者の登録年月日及び登録番号
  - 製造販売しようとする品目に係る全ての製造業者及び登録外国製造業者を記載してください。
    - 製造業者及び登録外国製造業者の登録の範囲
      - 反応系に関与する成分の最終製品の容器への充填工程
      - 国内における最終製品の保管
  - 許可証または登録証の記載を正確に記載してください。
  - 「許可」からみなしで「登録」されたものについては、許可証に記載されている許可年月日及び許可番号を登録年月日及び登録番号とみなして記載してください。
  - 登録申請中の場合には、申請書に「○年○月○日登録申請中」等と記載してください。

# 【体外診】承認申請書記載事項

## 3 製造販売しようとする品目

- 一般的名称がある場合は記載してください。
- 次に掲げるような販売名は避けてください。
  - 他の品目を疑わせるもの●誇大なもの●品位に欠けるもの●医薬品以外のものと誤解されるもの●意味不明の数字記号等の含まれるもの●一般的名称の一部を使用し有効成分等を正確に表現していないもの●日本薬局方に収められている名称と同一か又は類似しているもの●製造しようとする剤型と異なる剤型を示す字句が用いられているもの●適応症、効能又は効果をそのまま表すようなもの●分類的名称●認められない効能を表すようなもの●配合剤でありながら特定の成分のみの製剤と誤解されるもの

## 4 成分及び分量（成分不明のときは、その本質）①

- 配合成分の各配合目的（主剤、安定剤、保存剤、乳化剤、溶剤、賦形剤等）を記載してください。
- 日局等公定規格基準書に収載された成分については、その名称を使用してください。それ以外の成分については、日本医薬品一般的名称（JAN）又は国際一般名称（INN）の名称を使用してください。（一般名称のない成分では化学名等を記載。）

# 【体外診】承認申請書記載事項

## 4 成分及び分量（成分不明のときは、その本質）②

- 成分規格が欧州薬局方、米国薬局方又は米国国民医薬品集と同一の規格及び検査方法の場合、規格名は「別紙規格 ○（○内は数字）」とし、別紙規格本文には例えば「**欧州薬局方**○○○（**医薬品各条名**）である。」のように記載してください。

(<http://www.maff.go.jp/nval/sinsei/yousiki/checkshe/index.html>)

- 省略可能な国内公定規格基準書の収載品を成分とする場合は、規格の項目に、例えば「日本薬局方○○」と記載し、規格の内容は省略すること。

（**国内公定規格基準書例**：日本薬局方（「日局」又は「J・P」）、医薬部外品原料規格（外原規）、食品添加物公定書（食添）、動物用医薬品公定書（動薬公）、殺虫剤指針、等。）

- 成分規格が日本産業規格の場合、「日本産業規格○○○」と記載し、その規格を添付してください。**省略はできません。**
- 分量は適切に記載され、合計量は合致するよう確認してください。（約○○gなどは不可。製品の規定量（「100mL中」等）に対する分量を記載。）
- 反応系に関与する成分について、性能が確認されている範囲で幅記載をしても構いません（審査の中で適切な記載方法が確認します）。

# 【体外診】承認申請書記載事項

## 4 成分及び分量（成分不明のときは、その本質）③

- 複数の試薬から構成される場合は、構成試薬毎に記載してください。
- 他社製造品等が成分となっている場合は、「別紙規格○」（丸は数字）と記載し、規格の内容を添付してください。
- 反すう動物由来物質を原料（又は材料）としている場合には、その原産国や由来臓器等に記載しているか。豚や植物等を原料としているものであっても、ゼラチン、レシチン、ペプトン、ポリソルベート等、反すう動物由来物質を原料として製造することが可能なものについては、原料を確認する必要があるため、その由来を記載してください。
- 動物の身体に直接使用されることのない動物用医薬品等については安全性に関する考察のみ必要（原料基準に適合していることを確認することができる**証明書の添付は不要**です）。

# 【体外診】承認申請書記載事項

## 5 製造方法

- 実際の製造工程（原液、最終バルク、小分製品等）に従って記載してください。（製剤基準において「適当と認められた」という記載に該当する部分は、実際の製造方法の内容を記載しているか。）**登録対象でない反応系に関与する成分の製造工程及び製造所についても記載してください。**
- 製造方法欄の末尾又は別紙に各製造工程及びその工程を実施する製造業者が明確となるフローチャート等を添付してください。
- 最終小分容器の容量及び種類・材質を記載してください。
- 容器、包装について、ガラス以外の場合は材質についての規格、試験方法及び形状・大きさ等を記した図面を添付してください。
- 付属品（採材用綿棒等）を添付する場合は、その旨を明記されているか、また、その材質についての規格、試験方法及び形状等を記した図面を添付してください。
- 生物学的製剤については、動物用生物学的製剤基準の類似製剤の記載内容を参考に記載してください。



# 【体外診】承認申請書記載事項

## 6 使用方法

- 使用説明書に記載する使用方法及び判定方法の内容を記載してください。

## 7 使用目的

- 原則として「○○（対象動物種）の□□□（血清等の検査材料）における△△△（対象微生物、測定項目等）の検出（又は測定）」と記載してください。
- 後発品の場合、先発品の記載と同一にして下さい。

## 8 貯蔵方法

- 経時変化試験成績に基づいて、もっとも適当な貯蔵方法を規定してください。
- 基準で定められたもの及び特別な貯蔵条件を必要とするものについて例にならって記載してください（例：密閉容器、気密容器、密封容器、遮光容器、冷暗所等）。

# 【体外診】承認申請書記載事項

## 9 有効期間

- 安定性試験成績から適切な有効期間を設定してください。
- 安定性試験に基づき「**製造後○か月間**」の期間を設定、又は**国家検定の対象品**となっている場合は「有効期間＝**安定性試験成績（試作3ロットの全てが申請の規格を満たす期間）－3か月**」の期間を設定してください。

# 【体外診】承認申請書記載事項

## 1 0 規格及び検査方法

- 製剤の規格及び検査方法を記載してください。

⇒製品の品質、有効性及び安全性を担保するうえで重要なものについては、最終製品の試験のみではなく、製造段階の試験も含めて設定してください。

- 一般薬については、感度試験、正確性試験、及び同時再現性試験を試験項目に含むこととしてください。

※製造業者が設定した試験規格は承認審査の過程で確認（Q&A3.3-18）

- 生物学的製剤については、動物用生物学的製剤基準の一般試験法に記載されている場合、原則として同じ試験内容としてください。試験材料、試験動物、試験方法、判定等に項立てして記載してください。

（動物用生物学的製剤基準又は動物用生物学的製剤検定基準の類似製剤の記載内容を参考に記載してください。）

- 標準品及び参照品等については、**その本質並びに規格及び検査方法の他に更新の方法**を記載してください。

# 【体外診】承認申請書記載事項

## 1 1 参考事項

- 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第52条第1項第1号の規定により、使用上の注意として添付文書等に以下の事項を定める」と記載し、別紙等に使用上の注意」を記載してください。
- 一物多名称の製品である場合は、①一物多名称品の製品である旨、②一物多名称の製品の品名及び承認年月日を記載してください。
- 開発にあたり承認相談を行った場合には、相談内容及び回答等を参考資料として添付し、その旨を記載してください。
- 「製造後○年間」と有効期間欄に記載する場合は、**有効期間の設定の起算点**を記載してください。
- 基準適合性調査申請を行っている場合は、その申請年月日を記載してください。
- 有効な基準適合証がある場合は、その写しを添付してください。
- 安定性試験を継続中である場合は、申請書参考事項欄にその旨及び試験終了予定時期を記載してください。

# 【体外診】承認申請書記載事項

## 1 1 参考事項（続き）

- 全く反すう動物由来物質が使用されていない場合は、参考事項欄に「**反すう動物由来物質は含まず。**」と記載してください。
- **他者の有する特許等に抵触していない旨**を記載してください。
- 担当者の氏名、連絡先住所（郵便番号も記載）、電話番号、**E-mail アドレス**などを記載してください。

# 【体外診】シリーズ申請について

- 動物用体外診断用医薬品（生物学的製剤を除く。）であって、疾病の診断の際に同一検体又は一連の試薬を用いて、**複数項目の検査を同時又は連続して行うことを前提として、通常セットの形態で販売することが合理的であるもの**については、承認申請に当たってシリーズ名を付した上で一品目として承認申請して差し支えありません。
- この形態で承認されたものについては、セットを構成する個々の製品を単独で、又は製品を組み合わせで製造販売を行うことを認めています。

（法関係事務の取扱について（局長通知）第3の1(4)イ）

- 申請書内に想定される測定項目の組み合わせについて標識番号等を用いて記載してください。

# 【体外診】 概要書記載事項

- 概要書に記載されている事項が添付資料のどこに当たるのかが分かるように、添付資料番号とページを記載してください。
- 概要書の内容は、添付資料の材料及び方法、成績及び考察等を正確に反映し、かつ、簡潔に分かり易く記載してください。（添付資料中のネガティブデータを省略しない。）
- 既承認製剤の添付資料を用いている場合には、その旨がわかるように記載してください。また、必要に応じて既承認製剤の申請書及び概要書を参考資料として添付してください。
- 添付資料に記載されている図表を簡略化して記載する場合には、簡略化した図表でも第3者が理解できるものとしてください。
- 性能試験、臨床試験等の判定基準は、各試験の資料中に記載されている判定基準と同じものを用いてください。
- 概要書の最後に使用方法、使用目的、使用上の注意の設定根拠の項を設け、それぞれの項目毎に添付資料の番号、具体的数値を引用して、明確に記載してください。

概要書は添付資料の要点を記載。添付資料のレビューにあたるもの。

# 【体外診】 添付資料について

## 資料番号

- 1 起源又は発見（開発）の経緯に関する資料
- 2 物理的・化学的・生物学的性質に関する資料
- 3 製造方法に関する資料
- 4 仕様の設定に関する資料
- 5 安定性に関する資料
- 13 性能に関する資料
- 14 臨床試験の試験成績に関する資料





# 【体外診】 添付資料について

## 【生物学的製剤】

- **A** : 既に承認されている動物用体外診断用医薬品と同一でないものであって 国家検定を必要とするもの
- **B** : 既に承認されている動物用体外診断用医薬品と同一でなく、同等性を有すると認められないものであって国家検定を必要としないもの
- **C** : 既に承認されている動物用体外診断用医薬品と同一でないが同等性を有すると認められるものであって国家検定を必要としないもの
- **D** : 既に承認されている動物用体外診断用医薬品と同一のもの

## 【一般薬】

- **新測定項目**
- **新原理**
- **使用方法・使用目的の異なるもの**
- **反応系の異なるもの**
- **既に承認されている動物用体外診断用医薬品と同等性を有すると認められるもの**

☆詳細については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて（局長通知）別紙4を参照してください。

☆資料区分の判断に迷う際には、品目の詳細を添えて御相談ください。

別表第一 生物学的製剤

| 資料区分                 | 資料番号 | 資料の内容                                                                                                                            | A                    | B                    | C                    | D                    |
|----------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 起源又は発見(開発)の経緯に関する資料  | 1    | ①起源又は発見(開発)の経緯に関する資料<br>②国内及び外国での類似品を含めた承認状況及び使用状況に関する資料                                                                         | ○<br>○               | ○<br>○               | ×<br>×               | ×<br>×               |
| 物理的・化学的・生物学的性質に関する資料 | 2    | ①主剤等の性状に関する資料<br>②不活化試験成績<br>③操作方法又は使用方法の設定の根拠に関する資料<br>④規格及び検査方法の実測値に関する資料                                                      | △<br>○<br>△<br>○     | ×<br>△<br>×<br>○     | ×<br>△<br>×<br>○     | ×<br>×<br>×<br>○     |
| 製造方法に関する資料           | 3    | 製造方法の概要                                                                                                                          | ○                    | ×                    | ×                    | ×                    |
| 仕様の設定に関する資料          | 4    | ①規格及び検査方法の設定の根拠に関する資料<br>②参照品等の設定に関する資料                                                                                          | △<br>△               | ×<br>△               | ×<br>△               | ×<br>×               |
| 安定性に関する資料            | 5    | 製品の長期保存試験成績                                                                                                                      | ○                    | ○                    | ○                    | ○                    |
| 性能に関する資料             | 13   | ①既存の測定法との比較試験成績<br>②実験感染動物の抗体応答、抗原又は核酸検出等の試験成績<br>③判定基準の設定の根拠に関する資料<br>④「既に承認されている動物用体外診断用医薬品と同等性を有すると認められるもの」に該当すると判断した根拠に関する資料 | ○<br>△<br><br>○<br>× | ○<br>△<br><br>○<br>× | ×<br>×<br><br>×<br>○ | ×<br>×<br><br>×<br>× |
| 臨床試験の試験成績に関する資料      | 14   | 2か所以上で統計学的に解析が可能で臨床的に十分評価できる検体数を用いた試験成績                                                                                          | △                    | △                    | ×                    | ×                    |

A:既に承認されている動物用体外診断用医薬品と同一でないものであって国家検定を必要とするもの

B:既に承認されている動物用体外診断用医薬品と同一でなく、同等性を有すると認められないものであって国家検定を必要としないもの

C:既に承認されている動物用体外診断用医薬品と同一でないが、同等性を有すると認められるものであって国家検定を必要としないもの

D:既に承認されている動物用体外診断用医薬品と同一のもの  
(注意)

1 表中の○印は当該資料の添付が必要とされるもの、△印は品目により必要な場合があるもの、×印は当該資料の添付が必要とされないものである。

2 既に承認されている人用体外診断用医薬品と同一のものの承認申請に当たっては、資料番号14以外の資料については、人用体外診断用医薬品の承認申請に用いた資料を添付することで代えることができる。

別表第二 一般薬

| 資料区分                 | 資料番号 | 資料の内容                                                     | 新測定項目※1 | 新原理※2 | 使用方法・使用目的の異なるもの※3 | 反応系の異なるもの※4 | 既に承認されている動物用体外診断用医薬品と同等性を有すると認められるもの |
|----------------------|------|-----------------------------------------------------------|---------|-------|-------------------|-------------|--------------------------------------|
| 起源又は発見(開発)の経緯に関する資料  | 1    | ①起源又は発見(開発)の経緯に関する資料                                      | ○       | ○     | ○                 | ○           | ×                                    |
|                      |      | ②国内及び外国での類似品を含めた承認状況及び使用状況に関する資料                          | ○       | ○     | ○                 | ○           | ×                                    |
| 物理的・化学的・生物学的性質に関する資料 | 2    | ①主剤等の性状に関する資料                                             | △       | △     | △                 | △           | ×                                    |
|                      |      | ②操作方法又は使用方法の設定の根拠に関する資料                                   | △       | △     | △                 | △           | ×                                    |
|                      |      | ③規格及び検査方法の実測値に関する資料                                       | ○       | ○     | ○                 | ○           | ○                                    |
| 製造方法に関する資料           | 3    | 製造方法の概要                                                   | ○       | ○     | ○                 | ○           | ○                                    |
| 仕様の設定に関する資料          | 4    | ①規格及び検査方法の設定の根拠に関する資料                                     | △       | △     | △                 | △           | △                                    |
|                      |      | ②参照品等の設定に関する資料                                            | △       | △     | △                 | △           | △                                    |
| 安定性に関する資料            | 5    | 製品の長期保存試験成績                                               | ○       | ○     | ○                 | ○           | ○                                    |
| 性能に関する資料             | 13   | ①既存の測定法との比較試験成績                                           | ○       | ○     | ○                 | ○           | ×                                    |
|                      |      | ②判定基準の設定の根拠に関する資料<br>(非特異反応に関する資料を含む。)                    | ○       | ○     | ○                 | △           | ×                                    |
|                      |      | ③「既に承認されている動物用体外診断用医薬品と同等性を有すると認められるもの」に該当すると判断した根拠に関する資料 | ×       | ×     | ×                 | ×           | ○                                    |
| 臨床試験の試験成績に関する資料      | 14   | 2か所以上で統計学的に解析が可能で臨床的に十分評価できる検体数を用いた試験成績                   | △       | △     | △                 | ×           | ×                                    |

※1 新測定項目とは、測定しようとする項目が既に承認された動物用体外診断用医薬品にはないものをいう。

※2 新原理とは、測定しようとする項目は既に承認された動物用体外診断用医薬品と同一であるが、測定原理が異なるものをいう。

※3 既に承認された動物用体外診断用医薬品と使用方法又は使用目的(対象動物・対象疾病等)が異なるものをいう。

※4 既に承認された動物用体外診断用医薬品と測定原理及び測定しようとする項目は同じで、その他の反応系が軽微に異なるものをいう。

(注意)

1 表中の○印は当該資料の添付が必要とされるもの、△印は品目により必要な場合があるもの、×印は当該資料の添付が必要とされないものである。

2 既に承認されている人用体外診断用医薬品と同一のものの承認申請に当たっては、資料番号14以外の資料については、人用体外診断用医薬品の承認申請に用いた資料を添付することで代えることができる。

3 資料の内容の欄における「既存の測定法」には、既に承認された動物用体外診断用医薬品の測定法のほか動物用体外診断用医薬品を用いないその他の適切な物理化学的方法等の測定法を含む。

# 【体外診】 添付資料について

平成12年3月31日付け12動薬A第418号所長通知の3「動物用体外診断用医薬品の製造販売承認申請書添付資料の作成方法等について」も参照ください。

## 1 起源又は発見（開発）の経緯に関する資料①

### ①起源又は発見（開発）の経緯に関する資料（開発の目的、意義、用途、効果等）

- 対象疾病の概要（動物種、原因、病態、発生状況、現在とられている対策）を記載してください。
- 我が国で承認されている類似の診断薬の現状と問題点についてまとめ、申請品目を導入する必要性及び利点等について記載してください。
- 国内における疾病の発生状況等や科学的知見については、教科書、論文や雑誌等に掲載されている事実を記載し、文献を示してください。申請者の調査結果や推測については、それと分かるよう記載してください。
- 申請品目の測定方法（測定原理・操作方法・判定方法）、既存品との類似性についても説明してください。
- 当該診断薬の主成分（抗体、抗血清等）を中心として、それらの由来を記載してください。

# 【体外診】 添付資料について

## 1 起源又は発見（開発）の経緯に関する資料②

### ②国内及び外国での類似品を含めた承認状況及び使用状況に関する資料

- 申請品目の海外での承認及び使用状況等については、最新情報を把握し、記載してください。海外で申請中のものに関しては、その審査経過について記載してください。
- 申請品目が販売許可された国における販売実績等をまとめてください。
- 申請品目の外国における添付文書の内容について記載してください。また、その内容のうち、当該申請製剤においても使用上の注意などとして反映させるべきものについては、記載してください。
- 特許の有無等に関する情報を記載してください。
- **既承認製剤（同種同効薬）との比較**については、製品の添付文書又は動物医薬品検査所HPの医薬品DBを利用するなどして**詳細（成分及び分量、使用方法、使用目的、使用上の注意等）に比較表を作成**してください。
- 外国又は国内で使用されている類似製剤との比較表を作成してください。

# 【体外診】 添付資料について

## 2 物理的・化学的・生物学的性質に関する資料①

### ①主剤等の性状に関する資料

- 反応系に関与する主剤等（検出する対象物質等と直接又は間接的に反応する抗体、抗原、PCRプライマー、プローブ、化合物等）については、その成分に関する情報（感染性の有無に関する資料を含む。）を記載してください。なお、公定規格・公定法（国際獣疫事務局（OIE）のマニュアル、臨床検査標準協会（CLSI）の規格等）と同一の場合は、その写しの該当部分を添付すること等で差し支えありません。
- 主剤の製造用株の同定根拠について、標準株と比較した具体的データを示してください。
- 抗原検出キットの場合、抗原を検出するために使用されている抗体に関する情報（特異性、エピトープ解析例等）を掲載してください。

# 【体外診】 添付資料について

## 2 物理的・化学的・生物学的性質に関する資料②

### ②不活化試験成績（生物学的製剤/抗体検出用のみ）

- 細菌、ウイルス等の全体を不活化したものをを用いている場合、不活化されていることの確認試験成績を添付してください。
- 不活化条件についても設定してください。

### ③操作方法又は使用方法の設定の根拠に関する資料

- 使用する検体量、測定時間、測定方法等の根拠となる試験成績を記載してください。なお、製品によっては、反応条件の変動（測定時の温度の変化、反応時間の増減等）が起こりうるので、どの程度の変動が許容できるかを確認した試験成績を記載してください。

### ④規格及び検査方法の実測値に関する資料

- 製造方法に従って試作した3ロットの製品について、設定した規格及び検査方法に基づいて1ロットにつき3回以上実施した実測値を記載してください。（試作品の各ロットの製造番号（記号）、製造年月日、製造量を記載してください。）
- 「4仕様の設定に関する試験①規格及び検査方法の設定の根拠に関する資料」で行った成績をとりまとめることでも差し支えありません。

# 【体外診】 添付資料について

## 3 製造方法の概要

- 各構成試薬の製造方法の概要を記載してください。
- 診断薬の**主剤等**（抗体、基質液等の反応系に直接関与する成分）を含む構成品の最終小分け工程に使用する原料又は中間製品等及び**主剤等を含まない構成品**（緩衝液、希釈液等）の受入工程から出荷判定までの全工程を記載してください。
- 製造工程と品質検査項目についてフローチャート等で記載し、品質検査項目ごとに検査の目的、検査概要、製品規格との関連について記載してください。
- フローチャート等には製造所の情報（名称、所在地）を含むものとし、製造工程が複数の製造所で行われる場合には、その関連がわかるように記載してください。
- 当該製品がデバイス等の特殊な構造から成る場合には、その構造・形状等の特徴を記載してください。



# 【体外診】 添付資料について

## 4 仕様の設定に関する資料①

### ①規格及び検査方法の設定の根拠に関する資料

- 試作した3ロットの製品を用いて、品質、性能等を担保する上で必要な項目（a.特異性試験、b.力価試験、**c.感度試験、d.正確性試験、e.同時再現性試験**等）の設定根拠に関する試験方法及び試験成績を記載してください。  
**一般薬については、原則として上記 c. d. e.を試験項目に含む**こととし、他の項目を設定した場合には、その設定理由を記載してください。
- **1ロットにつき3回以上の繰り返し試験を行い、再現性を確認**してください。また、試験実施者の違い及び測定機器の違いにより差が出るおそれがある場合には、データの幅についての試験成績（測定機器の違いによる差については、2種類以上の測定機器による試験成績）も記載し、仕様の設定において考慮してください。
- キットとしての検査方法についてだけでなく、申請書の「規格及び検査方法」欄に記載されている各構成品の設定根拠についても記載してください。

# 【体外診】 添付資料について

## 4 仕様の設定に関する試験②

### ②参照品等の設定に関する資料

- 製造段階における**特異性試験、力価試験等に用いる参照血清、参照抗原、参照試薬又は製品に添付される指示血清、指示抗原、指示薬等**については、その由来を明らかにし、**抗体濃度、抗原濃度、含有量等の規格設定に関する試験成績を記載**してください。なお、それらの設定根拠、調整方法、更新方法、組成、純度及び力価又は含有量、保存安定性等についても記載してください。なお、**公定規格、公定法と同一の場合は、その写しを添付**すること等で差し支えありません。
- 参照品の濃度又は力価は、測定値等と十分な相関が見られる範囲に設定してください。
- **参照品の測定値等には下限及び上限を設定**してください。

# 【体外診】 添付資料について

## 5 安定性に関する資料①

### 製品の長期保存試験成績

- 3ロットの試験品を設定しようとする貯法の下で保存し、申請する規格及び検査方法により経時的に試験した成績を記載し、継時的な変化の有無について考察してください。
- 試験開始時、開始後2年目までは6か月を超えない範囲で、その後は1年を超えない範囲内で定期的に行ってください（6か月間以上の成績が必要）。試験期間内において**全試験項目を毎回実施しない場合**は、その根拠について記載してください。ただし、安定性試験の最初と最後はすべての項目について実施してください。
- 6か月以上の有効期間を設定し承認申請を行う場合にあっては、①の長期保存試験の途中であっても、**3か月間の試験成績をもって承認申請して差し支えありません。**（関係調査会開催の2か月前までに（後発品の場合は最終差し替え資料提出までに）、**標榜する有効期間の安定性を証明する追加試験成績を提出**することにより、その成績を根拠とした有効期間を設定可能となります。

# 【体外診】 添付資料について

## 5 安定性に関する資料②

### 製品の長期保存試験成績

- 複数の容量の製剤を製造する場合、安定性試験に用いた容量の試作品で他の容量の安定性を担保可能とする根拠を示してください。
- 複数の構成成品から成るキットの場合は、**キットとしての安定性試験を実施すれば、構成成品毎の安定性試験は不要**となります。
- 用時調製して使用する基質液等については調製後の安定性試験を実施し、調製後の使用期限の設定の根拠を示してください。
- 開封後複数回の使用が想定される製剤については、開封後の安定性試験を実施してください。
- 実際に使用した試作品（構成成品を含む）のロット製造番号、製造年月日（起算点も含む）、製造量について記載してください。
- 製造量に関しては実製造スケールとの関係について記載してください。

※長期保存試験成績の評価に使用するサンプルが実生産に適用される製造方法、製造工程を十分に反映して製造された製造ロットであれば、その評価データを利用することは問題ありません。（Q&A3.3-19）

# 【体外診】 添付資料について

## 1 3 性能に関する資料①

### ① 既存の測定法との比較試験

- **既承認の診断薬との相関性（陽性一致率、陰性一致率、全体一致率、相関係数及び回帰直線式の傾き等）に関する試験成績**を記載してください。
- 既存の測定法が無い場合は、その理論に関する資料及び標準物質の濃度と反応性の相関等に係る資料を示してください。
- 試料には**検査対象疾病に罹患していない動物からのものを含めて**ください。また、**複数の農場等から**収集した試料を用いてください。
- 臨床試験を実施しない場合には、原則として複数種の品種由来の試料を用いてください。
- **性能試験及び臨床試験については、「動物用体外診断用医薬品の性能試験及び臨床試験の実施方法等のガイドライン（法関係事務の取扱いについて（所長通知）別添2の18）」も参考**にしてください。

# 【体外診】 添付資料について

## 1 3 性能に関する資料②

### ②実験感染動物の抗体応答、抗原又は核酸検出等の試験成績（生物のみ）

- 実験感染動物から継時的に採取した試料を用いた抗体応答、抗原又は核酸検出、それらの検出時期に関する試験成績を記載してください。
- **感染後の抗体推移や抗原排出時期等が既知**のものであって、公的機関又は国際標準化機関等により抗体価や力価等が保証された陰性及び陽性サンプルからなる**パネル血清又は抗原等を用いた試験成績**により検出時期が推定できる場合は、新たな実験感染試験は不要場合があります。

# 【体外診】 添付資料について

## 1 3 性能に関する資料③

### ③判定基準の設定の根拠に関する資料

- 測定原理、基準値、カットオフ値設定（ワクチン抗体検出の場合は感染防御等との関係性、抗原検出系の場合は排菌（ウイルス）等との関係性等、臨床上の意義）、反応の特異性（共存物質の影響、交差反応性、非特異反応、抗血液凝固剤の影響等）・精度・正確性の根拠を示す試験成績を記載してください。
- 対象物質を検出する製品の場合は、**最少検出量（又は濃度）**を示してください。
- 対象物質を測定（定量）する製品の場合は、**測定範囲（上限及び下限値）、直線性及び最少検出量（又は濃度）**を示してください。

# 【体外診】 添付資料について

## 1 3 性能に関する資料④

### ④既に承認されている動物用体外診断用医薬品と同等性を有すると判断した根拠に関する資料（後発品）

- 既承認品との使用目的、測定原理及び反応系が同一であることを対比表等を用いて示してください。
- 既承認品と申請品目との相関性（陽性一致率、陰性一致率、全体一致率、相関係数及び回帰直線式の傾き等）に関する試験成績を記載し、その試験成績から同等の性能を有することを示してください。ただし、同等性を検証するために適当な陽性及び陰性検体の両者を**統計学的に解析が可能な検体数**を用いてください。
- 野外の実態を把握し、**カットオフ値に近い検体、非特異反応を示す検体などが想定される場合**は、既承認品との**結果の不一致が問題とならないことを確認するため、選択する検体にそれらを含めてください。**



# 【体外診】 添付資料について

## 1 4 臨床試験の試験成績に関する資料①

- 2 箇所以上の農場等から収集され、統計学的に解析が可能で臨床的に十分評価できる検体数を用いた試験成績を記載してください。なお、原則として検体の測定を実験室内で行っても差し支えありませんが、農場（牧野・動物舎）等の臨床現場で直ちに使用が必要なものについては、臨床現場で測定してください。併せて解析する妥当性を示すことができる場合には、検体に資料番号13で用いた検体を加えて解析しても差し支えありません。
- **環境や手技による影響が無いと考えられ、検体の測定を実験室内で行う場合、資料番号 1 3 で用いた検体を解析することで、臨床試験不要と判断される場合**があります。そのような方向性が考えられる場合は動物医薬品検査所に相談してください。
- 症例数の妥当性は、当該診断薬の対象とする疾病の感染率、有病率等に基づき算出されることが適当と考えます。

# 【体外診】 添付資料について

## 1 4 臨床試験の試験成績に関する資料②

- 臨床試験は、原則として海外試験のみでも差し支えありませんが、**地域により血清型等に多様性が認められる微生物が対象である等**の場合は、当該試験成績では国内での対象微生物への反応性等を説明してください。説明が困難な場合には国内の施設における試験成績を記載してください。
- 一般薬では、次の事項についても留意してください。
  - (ア) 検査対象疾病に罹患していない動物からの検体を含める。
  - (イ) 既存の方法との相関性に関する資料又は診断薬の測定値あるいは判定値が対象疾病等と明確な相関があることを示した評価資料のいずれかで差し支えありませんが、「新原理」に該当するものについては前者の資料となります。

# 本日のテーマ

- 1 動物用体外診断用医薬品とは
- 2 承認申請の手続きについて
- 3 動物用体外診断用医薬品の承認申請について
- 4 事項変更承認申請、軽微変更届出等の各種届出について
- 5 動物用体外診断用医薬品の製造販売届出制度について
- 6 届出品目の拡大について

# 事項変更承認申請及び軽微変更届出について

- 以下に掲げる**変更以外の変更**に限り、軽微変更届出の対象となります。

## 【動物用体外診断用医薬品】

- イ 反応系に関与する成分の追加、変更又は削除
- ロ 使用目的に関する追加、変更又は削除
- ハ イ及びロに掲げる変更のほか、**製品の品質、有効性又は安全性に影響を与えるおそれのあるもの**

(動物用医薬品等取締規則第91条の31)

# 事項変更承認申請及び軽微変更届出について

## 【提出書類】

審査用資料を追加で依頼  
する場合があります。

### ◆事項変更承認申請

- 動物用体外診断用医薬品製造販売承認事項変更承認申請書⇒正 1 通
- 新旧対照表
- 添付資料（変更する項目に該当する資料）
- 各種製造販売業許可証、製造業（外国製造業者）登録証の写し

注）必要に応じて、動物用体外診断用医薬品適合性調査申請書も合わせて提出してください。（有効な基準適合証がある場合はその写しを提出してください。）

### ◆軽微変更届出書

- 動物用体外診断用医薬品製造販売承認事項軽微変更届出書⇒正副 2 通
- 新旧対照表
- 参考資料として変更箇所を反映した承認（又は事項変更承認）申請書  
新旧対照表に記載した変更のみを反映してください。

# 事項変更承認申請及び軽微変更届出について

☆医療機器の資料と同様です。

## 【軽微変更が認められる事例】

- 使用上の注意を参考事項に移動する等の申請書の記載整備
- 法改正に伴う様式変更
- 製造業者の名称変更、試薬の名称変更、単位変更、分類学名の変更
- 誤記の修正（**誤記であることが明らかな場合**に限ります。）
- 動生剤基準の各条に合わせた記載整備（医薬品各条の制定に伴う一般的名称の追加を含む。試験の削除等は認められない。）
- 以下の条件を満たす製造所の追加
  - ① **製造方法が同一であること**
  - ② **登録の範囲が同一であること**
  - ③ **同一の登録の範囲で、現に製造している承認品目を示せること（国内における最終製品の保管に係る製造所を除く。）**
- 品質、有効性及び安全性に影響を与えない、寸法の変更、構成品の追加等
- 規格値を厳しくするのみの変更

# 事項変更承認申請及び軽微変更届出について

☆医療機器の資料と同様です。

## 【注意事項】

### ◆事項変更承認申請の場合

- 一部分のみの変更であっても各欄全部記載してください。
- **参考事項欄に新旧対照表を添付**してください。
- 新旧対照表には、備考欄を設け、**変更理由**を記載してください。
- 変更しない部分については、既承認内容と同一であることを確認してください（誤記であっても新旧対照表に記載のない事項の変更は追加の事項変更等を求める場合もあります。）

### ◆軽微変更届出の場合

- 変更後30日以内に提出してください。
- 変更した事項を新旧対照表に記載してください。
- **新旧対照表に記載のある事項のみが変更**となり、それ以外の事項が「変更を反映した承認（事項変更承認）申請書」で変更されていてもその変更は認められません。
- 「変更を反映した承認（事項変更承認）申請書」は、次の変更を行う際にベースとなる資料になります。**最新版の管理には注意**してください。
- 起算点は、「当該変更を行った時点」又は「当該変更により製造された製品の出荷時」のいずれか適切な方となります。

## 新旧対照表の例

| 新                                                           | 旧                                                           | 変更理由、参考事項等              |
|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 5.1.3 小分製品<br>最終バルクをチューブ<br>（付記 <u>5</u> ）に10mLずつ<br>分注し・・・ | 5.1.3 小分製品<br>最終バルクをチューブ<br>（付記 <u>4</u> ）に10mLずつ<br>分注し・・・ | 付記 3 の追加に伴う付<br>記番号の変更。 |

|                | 新                                                | 旧                                                | 変更理由、参考事<br>項等          |
|----------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------------------------|
| 5.1.3 小分<br>製品 | 最終バルクを<br>チューブ（付記<br><u>5</u> ）に10mLずつ<br>分注し・・・ | 最終バルクを<br>チューブ（付記<br><u>4</u> ）に10mLずつ<br>分注し・・・ | 付記 3 の追加に伴<br>う付記番号の変更。 |



# その他の届出について

## 【使用上の注意の変更について】

☆ **医療機器の資料と同様です。**

- 「使用上の注意の変更について」の届出書（正1通）を提出してください。
- **使用上の注意については、軽微変更届出では変更できません。**
- 新旧対照表に変更内容及びその根拠を記載してください。
- 変更後の使用上の注意の**全文**を資料として添付してください。  
（全文が正式な変更内容となります。）
- （記載整備の範疇とは考えられない）文言を追加したり、削除する場合  
にはその根拠となる試験成績や文献等を添えて提出してください。審査  
の上、変更の可否が判断されます。

# 本日のテーマ

- 1 動物用体外診断用医薬品とは
- 2 承認申請の手続きについて
- 3 動物用体外診断用医薬品の承認申請について
- 4 事項変更承認申請、軽微変更届出等の各種届出について
- 5 動物用体外診断用医薬品の製造販売届出制度について
- 6 届出品目の拡大について

# 医薬品医療機器等法上の届出品目の規定

- ・法第二十三条の二の五 (読み替え後)

医療機器(中略)又は体外診断用医薬品(農林水産大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品及び同項の規定により指定する体外診断用医薬品を除く。)の製造販売をしようとする者は、品目ごとにその製造販売についての農林水産大臣の承認を受けなければならない。

- ・法第二十三条の二の十二 (読み替え後)

医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、第二十三条の二の五第一項(中略)に規定する医療機器及び体外診断用医薬品以外の医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売をしようとするときは、あらかじめ、品目ごとに、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。

# 届出制度に関連する法令・通知等

①医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第23条の2の5第1項の規定に基づき農林水産大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品（平成29年4月26日農林水産省告示第794号）

・令和2年2月20日時点でのべ51品目が指定されている（令和2年2月20日農林水産省告示345号）（次スライド参照）

## ②製造販売届出の様式

・動物用体外診断用医薬品製造販売届出書

動物用医薬品等取締規則第91条の47第1項関連の様式第21号(3)

・動物用体外診断用医薬品製造販売届出事項変更届出書

動物用医薬品等取締規則第91条の47第2項関連の様式第22号(2)

## ③所長通知 別添18（承認不要体外診断用医薬品の製造販売届出の取扱い）

・上記②の届出様式への記載方法・留意事項について周知したもの。

## ④動物用体外診断用医薬品及び動物用医療機器の製造販売届出等の手続の見直しについて（令和2年2月20日元動薬第3092号動物医薬品検査所企画連絡室長通知）

・届出等手続きの効率化について周知したもの

# 届出品目案(第一欄及び第二欄のみ) 令和2年2月20日時点

別表第一

| 第一欄 | 第二欄                         | 第一欄 | 第二欄               | 第一欄  | 第二欄                  |
|-----|-----------------------------|-----|-------------------|------|----------------------|
| 1   | 血液検査用アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼキット | 19  | 血液検査用総蛋白キット       | 37   | 血液・尿検査用ナトリウムキット      |
| 2   | 血液検査用アミラーゼキット               | 20  | 血液検査用総ビリルビンキット    | 38   | 血液・尿検査用尿酸キット         |
| 3   | 血液検査用アラニンアミノトランスフェラーゼキット    | 21  | 血液検査用トリグリセライドキット  | 39   | 血液・尿検査用尿素窒素キット       |
| 4   | 血液検査用アルカリ性フォスファターゼキット       | 22  | 血液検査用ナトリウムキット     | 40   | 乳汁検査用プロゲステロンキット      |
| 5   | 血液検査用アルブミンキット               | 23  | 血液検査用乳酸脱水素酵素キット   | 41   | 尿検査用カリウムキット          |
| 6   | 血液検査用アンモニアキット               | 24  | 血液検査用尿酸キット        | 42   | 尿検査用カルシウムキット         |
| 7   | 血液検査用カリウムキット                | 25  | 血液検査用尿素窒素キット      | 43   | 尿検査用グルコースキット         |
| 8   | 血液検査用カルシウムキット               | 26  | 血液検査用フィブリノーゲンキット  | 44   | 尿検査用クレアチニンキット        |
| 9   | 血液検査用ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼキット | 27  | 血液検査用フェノバルビタールキット | 45   | 尿検査用クロールキット          |
| 10  | 血液検査用グルコースキット               | 28  | 血液検査用プロゲステロンキット   | 46   | 尿検査用ナトリウムキット         |
| 11  | 血液検査用クレアチニンキット              | 29  | 血液検査用マグネシウムキット    | 47   | 尿検査用尿酸キット            |
| 12  | 血液検査用クレアチンキナーゼキット           | 30  | 血液検査用無機リンキット      | 48   | 尿検査用尿素窒素キット          |
| 13  | 血液検査用クロールキット                | 31  | 血液検査用リパーゼキット      | 49   | 薬剤感受性(一般細菌・ディスク法)キット |
| 14  | 血液検査用コルチゾールキット              | 32  | 血液・尿検査用カリウムキット    | 別表第二 |                      |
| 15  | 血液検査用コレステロールキット             | 33  | 血液・尿検査用カルシウムキット   |      |                      |
| 16  | 血液検査用HDL-コレステロールキット         | 34  | 血液・尿検査用グルコースキット   |      |                      |
| 17  | 血液検査用サイロキシンキット              | 35  | 血液・尿検査用クレアチニンキット  | 1    | 血液検査用HDL-コレステロールキット  |
| 18  | 血液検査用重炭酸塩キット                | 36  | 血液・尿検査用クロールキット    | 2    | 血液検査用ヘモグロビンキット       |

# 届出制度に関連する薬事手続等1

## ①製造販売届出(事前届出)

- ・法第23条の2の12第1項に基づき、規則様式第21号により動物医薬品検査所企画連絡室審査調整課あて提出

## ②製造販売届出事項変更届出(変更後30日以内届出)

- ・法第23条の2の12第2項に基づき、規則様式第22号により動物医薬品検査所企画連絡室審査調整課あて提出

動物用医薬品等の輸入監視に基づき、通関手続きに必要とされる農林水産省動物医薬品検査所の確認済印が押印された届出書の控えを必要とする場合には、①又は②の届出書提出に際し、その旨を送付状に記載する等して担当者に連絡の上、届出書の控え及び送り先を明記し切手を貼付した封筒を同封してください。

「動物用体外診断用医薬品及び動物用医療機器の製造販売届出等の手続の見直しについて」(令和2年2月20日付け元動薬第3092号農林水産省動物医薬品検査所企画連絡室長通知)

## 届出制度に関連する薬事手続等2

### 【シリーズ届出品目について】

- 届出品目の動物用体外診断用医薬品であって、疾病の診断の際に同一検体又は一連の試薬を用いて、複数項目の検査を同時又は連続で行うことを前提として、通常セットの形態で販売することが合理的であるものについては、届出に当たってシリーズ名を付した上で一品目として届出して差し支えありません。
- この形態で届出されたものについては、セットを構成する個々の製品を単独で、又は製品を組み合わせて製造販売を行うことを認めています。

(所長通知\_別添18)

- 届出書内に想定される測定項目の組み合わせについて標識番号等を用いて記載してください。

# 届出制度に関連する薬事手続等3

## ③体外診断用医薬品届出品目の製造管理及び品質管理

### ア. 製造販売業者

(ア) 法第23条の2の2に基づき、製造販売業の許可要件として、

- a. 動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に係る業務を行う体制の基準に関する省令(GQP体制省令)
- b. 動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令(GVP省令)に適合していることが必要(従来通り許可申請時に都道府県が立入)

(イ) 規則第91条の55に基づき、製造販売業者は、その製造管理及び品質管理の方法が、動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令(医療機器等GMP省令)に適合していることが必要(基準適合性調査申請は不要)

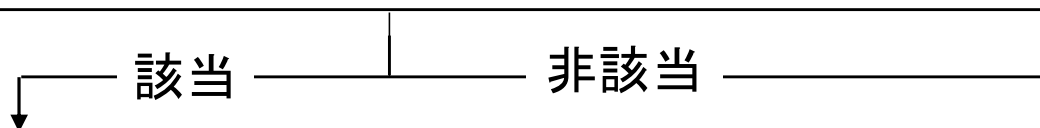
### イ. 製造業者

(ア) 規則91条の60に基づき、製造業者は、その製造管理及び品質管理の方法が、動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令(医療機器等GMP省令)に適合していることが必要(基準適合性調査申請は不要)



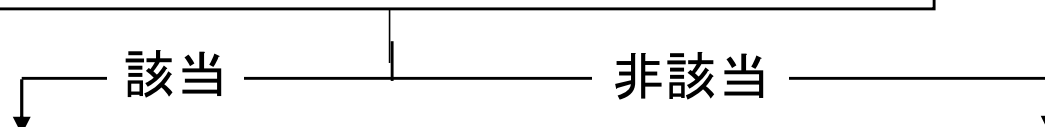
# 動物用体外診断用医薬品届出品目のフロー

農林水産省告示第794号の第2欄に収載され、第3欄の定義に該当する動物用体外診断用医薬品であるか。



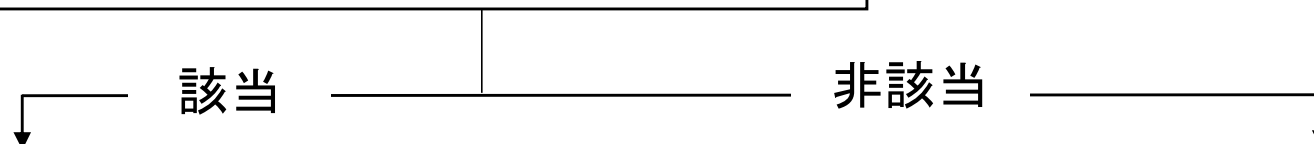
告示別表第1の第4欄に収載する機関等が供給する校正用標準物質又は同欄の基準に適合するものとして供給される校正用標準物質又は別表第2の第4欄に掲げる機関等が定める標準測定方法で製品の品質管理が可能か。

承認申請手続き



測定原理が既存の体外診断用医薬品（ヒト用及び動物用を含む）に使用されたことがあるものか。

承認申請手続き



届出手続き

動物医薬品検査所に事前相談又は承認申請手続き

# 本日のテーマ

- 1 動物用体外診断用医薬品とは
- 2 承認申請の手続きについて
- 3 動物用体外診断用医薬品の承認申請について
- 4 事項変更承認申請、軽微変更届出等の各種届出について
- 5 動物用体外診断用医薬品の製造販売届出制度について
- 6 その他（eMAFFについて、申請・届出の際のお願い）

# eMAFFについて

製造販売届出、製造販売届出事項変更届出等については、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を通じて電子的に手続きをすることが可能です。

<https://www.maff.go.jp/nval/sinsei/eMAFF/index.html>

※eMAFFにより提出された届出については、接受印及び確認印を押印した写しを返送しておりません（接受日、確認日及び確認番号はeMAFFの画面上でご確認いただけます）

※eMAFFで届出を行った体外診断用医薬品を輸入する場合は、eMAFFの確認番号が表示された画面を書面に出力したものを提示することで通関することができます（令和5年3月24日 4消安第7105号 消費・安全局長通知）

イージー＆スマートに  
ダイレクト申請！



農林水産省共通申請サービス

**eMAFF**

開始しました！

# 申請・届出の際のお願い

- 申請・届出の書類は、記載例やモックアップをよくご確認の上、**提出前に不備がないかよく確認してください**（誤字や記載漏れなどの不備が非常に多いです）
- 控えが必要な場合は、**承認申請書／届出書の鑑（1ページ目）の写しと返信用封筒（必要な切手を貼付したもの）を同封し**、控えが必要な旨をお知らせください（令和2年2月20日 元動薬第3092号 動物医薬品検査所企画連絡室長通知）
- 原則として**控えとしてお返しするのは承認申請書／届出書の鑑の部分**のみです（最終的な承認申請書 / 届出書は自社で管理してください）
- 処理の公平性から、申請書や各種届出書の案について**メール等での事前確認依頼は受け付けておりません**のでご了承ください
- 持ち込みいただく場合でも、**その場で接受印／確認印の押印はできません**のでご了承ください

ご協力よろしくお願いいたします